

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども子育て関連事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つるぎ町は、子ども・子育て支援法関係事務に基づく特定教育・保育施設等の利用に係る事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

つるぎ町長

## 公表日

令和5年6月22日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て関連事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、子ども子育て支援法施行規則に基づく事務 ①資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付又は施設等利用給付の認定若しくは変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④労働、疾病の状況等若しくは内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥給付認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務
③システムの名称	子ども子育てシステム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
給付認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第94項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二第116項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令59条の2の2 【情報提供】 無し
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	つるぎ町役場福祉課 〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 電話番号0883-62-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	つるぎ町役場福祉課 〒779-4195 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 電話番号0883-62-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月10日	評価実施機関における担当部署	福祉課長 笠原 達也	福祉課長 二宮 仁郎	事後	
平成28年10月28日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法及び児童福祉法	事前	
平成29年7月7日	事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく特定教育・保育施設及び地域型保育事業等の利用に係る事務 ・支給認定に関する事務(申請、変更、職権変更、取消し) ・利用調整関係事務 ・利用料の算定、徴収に関する事務 ・給付費関係事務	子ども・子育て支援法、子ども子育て支援法施行規則に基づく事務 ①資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定若しくは変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④労働、疾病の状況等若しくは内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事前	
平成29年7月7日	個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一第8項、第94項	別表第一第94項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事前	
平成29年7月7日	情報連携 法令上の根拠	別表第二第13項、第16項、第116項	別表第二第116項	事前	
平成30年7月10日	しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
平成30年7月10日	評価実施機関における担当部署	福祉課長 二宮 仁郎	福祉課長	事前	
平成30年7月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二第116項	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二第116項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策		追加	事前	
令和2年6月22日	事務の概要	子ども・子育て支援法、子ども子育て支援法施行規則に基づく事務 ①資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定若しくは変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④労働、疾病の状況等若しくは内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務	子ども・子育て支援法、子ども子育て支援法施行規則に基づく事務 ①資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付又は施設等利用給付の認定若しくは変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④労働、疾病の状況等若しくは内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥給付認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事前	
令和2年6月22日	2. 特定個人情報ファイル名	支給認定情報ファイル	給付認定情報ファイル	事前	
令和3年6月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令59条の2	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令59条の2の2	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号	【情報照会】番号法第19条第8号	事前	施行日:令和3年9月1日
令和5年6月22日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取扱事務③システムの名称	子ども子育てシステム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)	子ども子育てシステム、中間サーバ、宛名システム(団体内統合宛名システム)、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム	事後	